

大網白里市太陽光発電設備と地域環境との調和に関する条例（素案）の概要

本市では事業用太陽光発電の設置に関して、平成30年4月に「大網白里市太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドライン」を施行し、事業者による自主的で適正な太陽光発電設備の設置や管理を促してきました。

しかし、近年、増加し続ける太陽光発電事業が、自然環境や生活環境、景観等に不安視する地域住民の声も増えている状況にあり、また、令和3年第4回定例市議会において「太陽光発電設備の条例制定に関する請願」が採択されたことを受け、ガイドラインに代えて新たに災害の拡大防止、自然環境及び生活環境等の調和を目的とした条例を制定することとしました。

第1 目的

「○」はガイドラインにおいて既に運用
「●」は条例新規及び修正事項

- この条例は、本市における太陽光発電設備の設置及び管理に関し必要な事項を定めることにより、災害の拡大防止、豊かな自然環境及び市民の生活環境の保全並びに景観の保全その他の地域環境との調和を図ることを目的とします。

第2 適用を受ける太陽光発電事業

- 市内に設置される全ての事業用の太陽光発電事業を対象とします。
ただし、建築物の屋根又は屋上に設置するもの及び自己の居住の用に供する住宅の敷地内に設置するものを除く。

第3 事業者の責務

- 事業者は、関係法令等及びこの条例を遵守し、災害の拡大防止、環境及び景観の保全その他の市民の安全及び安心に十分配慮するほか、地域住民等との良好な関係を保つよう努めることとします。

第4 事業区域

- 原則、設置を行わない区域（関係法令により千葉県許可を要する区域）
急傾斜地崩壊危険区域／地すべり防止区域／保安林／自然公園（特別地域）
- 設置を抑制する区域（事業者に対し事業区域に含めないよう求める区域）
土砂災害警戒区域／土砂災害特別警戒区域／津波災害警戒区域／津波災害特別警戒区域／浸水想定区域／千葉県建築基準法施行条例第4条に基づくがけ／市緑の基本計画に基づく保全すべき特に重要な緑地
- 慎重な検討と配慮が必要な区域（関係法令等の遵守と関係機関との調整を求める区域）
地域森林計画対象民有林／農地／埋蔵文化財包蔵地／自然公園（普通地域）

第5 手続き

- 「事前協議」 工事着手日（伐採、伐根を含む）の60日前までに市への協議を義務化。
- 「承継」 事前協議を行った事業者から売買等により承継した者は10日以内に届出。
- 「廃止」 太陽光発電事業を廃止する日の30日前までに届出。

第6 地域住民等への説明

事業者は事前協議をする前に説明会を開催しなければならないこととします。市の定めた周知事項に従い説明会を開催し、地域住民等との合意形成に努めることとします。

（合意形成を求める地域住民等）

- 事業区域との敷地境界からおおむね50メートル以内の居住者
- 事業区域に隣接する土地の所有者

（説明会における主な周知事項）

- 事業内容（事業名、区域、発電出力、期間、認定状況等）
- 設置内容（パネル構造、造成計画、排水計画、緩衝帯、安全柵等）
- 工事内容（施工期間、作業時間、車両経路、安全対策等）
- 生活環境（騒音、電波障害、反射光、景観対策等）
- 運用管理（保守点検、維持管理、災害対策、処分計画等）

第7 設置にあたり配慮すべき事項

（新たに追加する配慮すべき事項）

- 雨水排水は定められた基準を用いて流量計算を行い排水路改修、調整池設置等適切な措置を講じる。
⇒排水施設計画（降雨強度10年確率（県林地開発許可審査基準等参照））
- 天然ガスの湧出について工事施工前に試掘を行い、湧出が確認された場合は適切な措置を講じる。
- パワーコンディショナー等の附属設備は住宅等から一定の距離を保ち騒音、低周波音の軽減措置を講じる。
- 事業面積に応じた緩衝帯（1～3メートル）を事業区域内の周囲に設ける。
- 太陽光パネルの高さは地盤面から2メートル未満とする。（営農型太陽光発電設備は適用しない。）
- 工事車両等は生活道路の通行は極力避けて、通行する場合は交通誘導員を配置する。
- 土砂流出や粉じん対策として排水処理施設や防塵ネット等の適切な措置を講じる。

（現行ガイドラインにも記載されている配慮事項）

- 防災、安全に係る対策（法面保護、崖地、湧水、軟弱地盤、土砂崩れ）
- 生活環境に係る配慮（騒音振動、除草対策、緩衝帯、パネル反射光）
- 景観への配慮（パネル色彩、眺望等との調和）

第8 維持管理等

- 「維持管理」 事業者は定期的な保守点検、フェンスの設置、除草・清掃作業、機器の故障や破損等への速やかな対処、自然災害への対応等適切な維持管理を行うこととします。
- 「立入調査」 市長が命じた職員は必要に応じて事業者の事務所、事業所、事業区域内の立入調査又は関係者に質問を行うことができます。

第9 指導、助言、勧告、公表、通知

事業者又は土地所有者等に対し指導、助言、勧告、公表又は通知を行う内容は以下のとおりとします。

- 「指導」「助言」 ・市長が必要があると認めるとき。
- 「勧告」 ・事前協議をせず、又は虚偽の資料を提出したとき。
・説明会を開催せず地域住民等に誠意ある対応を怠ったとき。
・維持管理を怠り周囲に被害を与えたとき又はおそれがあるとき。
・地位の承継の不届出、又は虚偽の届出をしたとき。
・指導又は助言に正当な理由なく従わなかったとき。
- 「公表」 ・勧告を受けた事業者が正当な理由がなく当該勧告に従わないとき。
※公表内容（事業者の氏名、住所並びに勧告内容）
- 「通知」 ・公表を行った場合は、公表内容等を国や県の関係機関に通知することができる。

第10 条例制定に向けたスケジュール

- 令和4年5月 第2回定例会（全員協議会）条例（素案）
- 6月 パブリックコメントの実施 条例（素案）
- 9月 第3回定例市議会 条例（案）提案予定
- 令和5年1月～ 運用開始予定